

令和8年度 第1回 朝霞市総合教育会議 次第

日時 令和8年4月14日（火）

午前10時から

場所 市役所4階401会議室

1 開会

2 あいさつ

3 議題

- (1) 朝霞市教育大綱の策定方針について
- (2) 朝霞市教育大綱の策定及び今後のスケジュールについて
- (3) その他

4 閉会

朝霞市教育大綱の策定方針（案）

1 大綱策定の趣旨

平成27（2015）年4月1日に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（以下、「改正地教行法」という。）が施行され、地方公共団体の長は教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めることが義務化された。

本市はこれまでに、平成28（2016）年から5年ごとに朝霞市教育大綱を策定し、その基本理念及び基本方針に基づいて、教育行政を推進してきた。引き続き、地域の実情に応じ、教育、学術及び文化の振興を図っていくため、令和8（2026）年度から令和12（2030）年度を期間とする朝霞市教育大綱を策定する。

2 策定内容

教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌するとともに、地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興に関する基本理念や基本方針等についてまとめ、総合的な施策の大綱を定める。

3 大綱の期間

大綱の期間は、第6次朝霞市総合計画前期基本計画及び第3期朝霞市教育振興基本計画の計画期間と合わせ、令和8（2026）年度から令和12（2030）年度までの5年間とする。

4 基本的な考え方

朝霞市教育大綱の策定に当たっては、以下の点に留意する。

（1）大綱の位置付け

大綱は、本市の総合的なまちづくりの指針として策定している第6次朝霞市総合計画（計画期間：令和8（2026）年度～令和17（2035）年度）のほか、本市の教育行政を総合的かつ計画的に推進するために策定している第3期朝霞市教育振興基本計画（計画期間：令和8（2026）年度～令和12（2030）年度）を踏まえ、市の教育分野に係る基本理念や基本方針を定める。

（2）策定体制

朝霞市教育大綱は、改正地教行法第1条の4の規定に基づき設置した朝霞市総合教育会議における素案の協議、調整を経て決定する。

(3) 市民コメントの実施

朝霞市教育大綱の素案を公表し、市民の声を広く反映できるよう、意見を求める。

5 策定スケジュール

令和8（2026）年度中に朝霞市教育大綱を策定する。

6 その他

本策定方針に定めるもののほか、策定に関し必要な事項は別に定める。

朝霞市教育大綱（素案）

令和8年 月

朝 霞 市

第1章 教育大綱について

1 大綱策定の趣旨

平成27(2015)年4月1日に地方教育行政の組織及び運営に関する法律(以下、「地教行法」という。)の一部を改正する法律が施行され、地方公共団体の長は、地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めることが求められました。

本市では、平成28(2016)年に朝霞市教育大綱を策定し、その基本理念や基本方針に基づいて、教育行政を推進してきましたが、策定時からの社会情勢や教育を取り巻く環境は変化しており、国は、「こどもまんなか社会」の実現を掲げ、こどもが健やかで安全・安心に成長できる環境の提供などの政策を強力に推進しようとしています。

市でも、市長と教育委員会が緊密に連携を図りながら、地域の実情に応じ、教育、学術及び文化の振興を図っていくため、令和8(2026)年度から令和12(2030)年度を期間とする朝霞市教育大綱を策定します。

2 大綱の位置付け

大綱は、本市の総合的なまちづくりの指針として策定している「第6次朝霞市総合計画」及び本市の教育行政を総合的かつ計画的に推進するために策定している「第3期朝霞市教育振興基本計画」と整合性を図り、市の教育分野に係る基本理念や基本方針を定めるものとして位置付けています。

3 大綱の期間

大綱の期間は、令和8(2026)年度から令和12(2030)年度の5年間とします。

ただし、今後の社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて朝霞市総合教育会議における協議、調整を経て見直しを行うものとします。

令和(年度)									
8 (2026)	9 (2027)	10 (2028)	11 (2029)	12 (2030)	13 (2031)	14 (2032)	15 (2033)	16 (2034)	17 (2035)
第6次朝霞市総合計画									
前期基本計画					後期基本計画				
朝霞市教育大綱									
第3期朝霞市教育振興基本計画									

第2章 朝霞市の現状と課題

学校教育

1 持続可能な社会の創り手の育成 **総合計画P92**

児童生徒一人一人の豊かな心と健やかな体の育成を目指し、発達段階に応じた支援や教育活動を行っています。

こどもが将来、社会の形成者となるためには、自己肯定感や規範意識をしっかりと育むことが大切です。

また、不登校児童生徒の背景や家庭の考え方が多様化してきており、個々の状況に応じた誰一人取り残されない教育を進めていく必要があります。

2 確かな学力と自立する力の育成 **総合計画P93**

児童生徒一人一人が確かな学力を身に付けることができるよう、「令和の日本型学校教育」の方針に基づいた授業改善を推進しています。

また、人との関わりの中で自分の価値を見出し、社会での職業や勤労についてしっかりとした認識を持てるよう支援しています。

今後は、SNSをはじめとするさまざまな情報が氾濫する社会において、情報を適切に活用し処理する能力の育成を進めるとともに、特別な支援を必要とするこどもが、望ましい支援を受けて社会的・職業的に自立できる教育が求められています。

3 多様なニーズに対応した教育の推進 **総合計画P94**

特別な支援を必要とするこどもをサポートする各種支援員の人的配置が求められています。

また、こどもを取り巻く環境を鑑みて、個に応じた学びを保障していくことが求められています。

4 質の高い学校教育を推進するための環境の充実 **総合計画P95**

変化の激しい社会をたくましく生きるこどもを育むため、教職員の資質向上に努めるとともに、働き方改革を推進しています。

地域の中で信頼される学校となるために、教職員による不祥事を根絶する必要があります。

また、児童生徒のニーズに応じた多様な学びが効果的・効率的に進められるよう、教育環境を整える必要があります。

児童生徒の健やかな成長を支えるため、適切な運営により学校給食を提供していく必要があります。

5 学校施設の適切な維持・管理 **総合計画P96**

安全・安心かつ快適な教育環境を目指し、施設および設備を適切に維持管理するとともに、老朽化した学校施設の改築や改修、加えて設備の修繕等を計画的に実施する必要があります。

過大規模校・不登校対策・プール指導のあり方などの教育課題に対して、施設面での対応策を検討していく必要があります。

6 学校・家庭・地域の連携・協働の推進による地域の教育力の向上 **総合計画P97**

各学校に学校運営協議会が設置されたことにより、今後は地域、保護者、学校のさらなる協働による学校づくりを進めていく必要があります。

また、各学校においてさまざまな専門的分野の知識や技能を有する市民と協議の上、特色ある学校づくりを進めるとともに、家庭教育学級に対しても引き続き支援していく必要があります。

部活動の地域移行については、国のガイドラインを基に、関係課と連携を図りつつ体制を構築していくことが求められています。

生涯学習

1 生涯にわたる学びの推進 **総合計画P98**

デジタル化が進展する社会において、ICT等を活用した効果的な生涯学習が展開されるよう、多様な学び・学び合いの機会を充実する必要があります。

平日の放課後や長期休業期間中に子どもが安心してさまざまな学びに取り組めるよう、学校の余裕教室等を活用した居場所づくりの充実を図る必要があります。

子どもたちが将来にわたって、文化芸術活動に親しむ機会を確保するため、学校と地域が連携した文化クラブ活動に向けた支援が必要です。

2 学びを支える環境の充実 **総合計画P99**

通信機器の普及・デジタル化をはじめ、情報ツールや学習方法等が多様化している中、市民ニーズの把握に努め、より効果的な事業の実施や適切な資料の収集・提供を行うなど、学習活動の推進と利用者の満足度の向上に努める必要があります。

生涯学習活動拠点として、適切な老朽化対策や社会状況に応じた環境整備を行い、利用者が安全・安心・快適な環境の中で学習できるよう効果的な施設運営を行っていく必要があります。

スポーツ・レクリエーション

1 スポーツ・レクリエーション活動の推進 **総合計画P100**

スポーツ・レクリエーション活動は、市民の健康づくりや交流の場として重要な役割を果たしています。

本市では、市民スポーツ教室や指定管理者による教室などを開催し、市民がスポーツを行うきっかけづくりに取り組んでいるところですが、より積極的な広報や種目・開催方法等の見直しが必要です。

こどもたちが将来にわたって、スポーツ活動に親しむ機会を確保するため、学校と地域が連携したスポーツクラブ活動に向けた支援が必要です。

2 利用しやすい施設の提供 **総合計画P101**

安全・快適で利用しやすい施設となるよう、老朽化施設の計画的な長寿命化改修を進めるとともに、定期的な点検による適切な維持管理が必要です。

地域文化

1 歴史や伝統の保護・活用 **総合計画P102**

地域の歴史や文化財について身近に接する機会が増え、次世代に地域文化が歴史や伝統とともに継承され、郷土に対する愛着や文化財保護の理解と認識を深めていくことが必要です。

学校との密接な連携により、こどもたちが郷土の歴史や文化を学ぶ機会を広げていくとともに、資料のデジタルアーカイブ化を促進し、ユニバーサルな視点で市民のニーズに対応していく必要があります。

2 芸術文化の振興 **総合計画P103**

市民の芸術活動は、市民のニーズが団体活動に反映され、活発に活動する団体がある中で、高齢化が進み活動が続かなくなる団体も出てきており、次世代への伝承や後継者の育成を図ることが課題となっています。

さまざまな分野の文化活動を発信し、市民が伝統・芸術文化に触れ、体験する機会の充実を図っていく必要があります。

3 地域文化によるまちづくり **総合計画P103**

市民が主役の朝霞市民まつり「彩夏祭」は、コミュニティ協議会加盟団体を中心とした実行委員会が運営する仕組みが確立されています。

人口の流入が多い都心の住宅都市である本市は、ふるさと意識が希薄になりがちで、独自の文化が育ちにくい土壌です。

このため、今後のまちづくりにおいては、ふるさと意識を形成し、市民が地元にあふれと誇りをもてるよう、「彩夏祭」、「黒目川花まつり」、「朝霞アートマルシェ」、「どんぶり王選手権」などの地域イベントに代表される市民が共有できる地域独自の文化を、いかに市民の間に根付かせていくかが課題となっています。

人権・多様性の尊重

1 人権教育・啓発活動・問題解決に向けた支援 **総合計画P150**

社会環境の変化に伴い、いじめや児童虐待、インターネットにおける人権侵害など、人権問題は多様化、複雑化しています。

多様な性やこどもの人権など、変化する人権課題の解決に向けて対応していくとともに、市民一人一人が人権意識を高め、人権への理解を深めていただくため、引き続き人権教育・人権啓発を推進する必要があります。

人権侵害の事案は依然として増加傾向にあることから、人権相談においては、相談者が相談しやすい環境づくりや、相談体制の充実を図るとともに、庁内関係各課、国や県などの関係機関との連携を強化する必要があります。

朝霞市の将来像

総合計画

だれもが誇れる 暮らしつつけたいまち 朝霞

基本理念

教育振興基本計画

豊かな心で ともに未来をつくる 朝霞の教育

基本方針

教育振興基本計画

学校・家庭・地域・行政が連携・協働し、
よりよい社会を創造することもたちはぐくみます

一人一人が心豊かに、ともに学び、
支え合うまちを目指します

だれもが誇れる 暮らしつづけたいまち 朝霞

朝霞市の強みである生活利便性や安全性、恵まれた自然環境、朝霞市民まつり「彩夏祭」に代表される文化などを未来に継承していくとともに、近年希薄化しつつある人と人とのつながりの再生や、協働によるまちづくりの活性化を通じ、第5次総合計画の将来像として掲げた『暮らしつづけたいまち』をさらに洗練することで、誰にとっても魅力的で誇りを持てる、住みやすいまちを目指していきます。

※第6次朝霞市総合計画（令和8（2026）年度～令和17（2035）年度）で定めた将来像です。

豊かな心で ともに未来をつくる 朝霞の教育

情報化、グローバル化など社会の変化が進む中で、子どもたちが社会の変化に主体的に向き合って関わり合い、自らの可能性を発揮し多様な他者と関わりながら、よりよい社会と幸福な人生を拓き、未来の創り手となることができるよう、教育を通じて必要な力を育んでいくことが重要であると考えています。

また、生涯にわたる学びを通じて、学習成果を仕事や地域、社会問題の発見・解決につなげ、地域の特色を活かしたコミュニティづくりへ発展させていくことが重要であると考えています。

※第3期朝霞市教育振興基本計画（令和8（2025）年度～令和12（2030）年度）で定めた基本理念です。

**学校・家庭・地域・行政が連携・協働し、
よりよい社会を創造することもたちをはぐくみます**

こどもたちを中心として、家庭や地域、行政といった複数の主体が連携し、協力することで、単なる教育にとどまらず、社会全体の向上を目指すことが必要であると考えています。

こどもたちが自己実現を果たし、責任感や創造力をもって社会に貢献できるように環境を整えることを目指します。

一人一人が心豊かに、ともに学び、生きるまちを目指します

市民一人一人が生涯にわたり主体的に学び、地域社会を支え合うまちの実現には、様々なライフステージやニーズに応じた生涯学習プログラムを通じて、地域のネットワークの構築が必要と考えています。

芸術文化・スポーツを通じて、すべての住民が尊重され、互いに支え合いながら心豊かな日々を送ることができる地域社会を目指します。

※第3期朝霞市教育振興基本計画（令和8（2025）年度～令和12（2030）年度）で定めた基本方針です。

目指す姿

学校教育

総合計画P92

こどもの豊かな心と健やかな体を育むとともに、「令和の日本型学校教育」の理念に基づく個別最適な学びと協働的な学びにより持続的な社会の創り手となる力を身に付け、質の高い学校教育を支える教育環境が充実したまちを目指します。

また、学校・家庭・地域が相互に連携・協働し、地域全体の教育力が向上しているまちを目指します。

生涯学習

総合計画P98

市民のニーズに応えた学習、文化活動など、情報の提供や活動を通して「いつでも」、「どこでも」、「誰でも」、生涯にわたって行う「学び」を支え、その成果を生かすことができるまちを目指します。

スポーツ・レクリエーション

総合計画P100

スポーツ・レクリエーション施設、事業が充実し、新たな指導者が育ち、市民がいつでもどこでも気軽にスポーツ・レクリエーションに親しめるまちを目指します。

地域文化

総合計画P102

市民が芸術文化活動の成果を発表できる場と機会が確保され、さまざまな芸術文化にふれあうことができるとともに、「彩夏祭」などの地域イベントが市民の手で継続して開催され、次世代に地域文化が歴史や伝統とともに継承され、郷土に対する愛着や誇りを持てるまちを目指します。

人権・多様性の尊重

総合計画P150

年齢や性別、国籍などに関わりなく基本的人権を互いに尊重し、認め合い、その人らしく生きていくことができる差別のない明るいまちを目指します。

※第6次朝霞市総合計画前期基本計画（令和8（2026）年度～令和12（2030）年度）で定めた目指す姿です。

第6次朝霞市総合計画

だれもが誇れる
暮らしつづけたいまち 朝霞

基本構想 令和8年度(2026年度)～令和17年度(2035年度)

前期基本計画 令和8年度(2026年度)～令和12年度(2030年度)

(抜粋)

第2章

朝霞市が目指すべき方向性

1 将来像

だれもが誇れる 暮らしつづけたいまち 朝霞

朝霞市は、武蔵野台地に育まれた緑と水辺に恵まれ、交通利便性の高い東京近郊の住宅都市として発展し、市制施行時に約5万5,000人だった人口は、これまで増加を続け、令和7年(2025年)には約14万6,000人を有する都市に成長してきました。

これからも、朝霞市の強みである生活利便性や安全性、恵まれた自然環境、朝霞市民まつり「彩夏祭」に代表される文化などを、未来に継承していきます。

さらには、近年希薄化しつつある人と人とのつながりの再生や、協働*によるまちづくりの活性化を通じ、第5次総合計画の将来像として掲げた『暮らしつづけたいまち』をさらに洗練することで、誰にとっても魅力的で誇りを持てる、住みやすいまちを目指していきます。

2 将来像実現のための基本方向

将来像『だれもが誇れる 暮らしつづけたいまち 朝霞』を実現するためには、市政運営の大きな方向性を示し、みんなが方向性を同じくして取り組んでいくことが大切です。

そこで、将来像の実現のための基本方向として、「安全に、安心して暮らせるまち」、「自分らしく学び育ち、心地よく暮らせるまち」、「快適に暮らせる、にぎわいのあるまち」の3つを掲げます。

第3章

教育・文化





1 学校教育

《目指す姿》

こどもの豊かな心と健やかな体を育むとともに、「令和の日本型学校教育」の理念に基づく個別最適な学びと協働的な学びにより持続的な社会の創り手となる力を身に付け、質の高い学校教育を支える教育環境が充実したまちを目指します。

また、学校・家庭・地域が相互に連携・協働*し、地域全体の教育力が向上しているまちを目指します。

具体的な施策

（1）持続可能な社会の創り手の育成

主担当課：教育指導課

《現状と課題》

児童生徒一人一人の豊かな心と健やかな体の育成を目指し、発達段階に応じた支援や教育活動を行っています。

こどもが将来、社会の形成者となるためには、自己肯定感や規範意識をしっかりと育むことが大切です。

また、不登校*児童生徒の背景や家庭の考え方が多様化してきており、個々の状況に応じた誰一人取り残されない教育を進めていく必要があります。

《成果指標》

指標名（単位）・説明

■埼玉県学力・学習状況調査の質問紙調査における「将来の夢や目標をもっていますか。」の回答状況（％）
将来の夢や目標を「もっている」または「どちらかといえばもっている」と回答した児童・生徒の割合

現状値（R6）	目標値（R12）
79	100

① 豊かな心を育む教育の推進

体験活動を取り入れた教育を充実させるとともに、道徳教育と読書活動の充実を図り、自己肯定感の向上を図ります。

規律ある態度のほか、協働*性を育成し、豊かな心を育みます。

② いじめ・不登校*対策の推進

各学校の現状に応じて、いじめ防止基本方針の策定と見直しを図っていきます。

組織的かつ迅速で、きめ細やかな相談体制の構築に努めます。

③ こどもの意見反映を推進するとともに人権を尊重した教育の充実

学校教育全体を通して、こどもの意見を聴取し、教育活動に反映するとともに、人権感覚を養う取組を行っています。

併せて、庁内の関係課と連携した人権教育を推進していきます。

④ 体力の向上と学校体育活動の推進

各学校における新体力テストの結果に基づき、体力向上につながる取組を実施していきます。

体力向上推進委員会を核とした体育授業研究会を実施し、体育・保健体育科における指導力の向上に努めていきます。

⑤ 健康の保持・増進

健康診断を実施して児童生徒・教職員の健康の保持・増進を図ります。

【関連する個別計画等】

- ・第3期朝霞市教育振興基本計画（令和8年度～令和12年度）
- ・朝霞市学校施設長寿命化*計画（令和8年度～令和47年度）
- ・朝霞市教育大綱（令和8年度～令和12年度）

＜参考実績値＞

	R3	R4	R5	R6
教育委員会アンケート「学習することが楽しい」の回答A Bの割合(%)	-	-	-	82
いじめの解消率(小学校/中学校)(%)	小学校 100.0 中学校 94.4	小学校 100.0 中学校 96.3	小学校 100.0 中学校 100.0	小学校 97.4 中学校 98.0
人権作文*応募者数(人)	8,984	9,287	9,453	9,563
新体力テスト総合評価ABCの割合(小学校/中学校)(%)	小学校 74.8 中学校 82.1	小学校 74.4 中学校 81.2	小学校 74.7 中学校 80.1	小学校 72.1 中学校 82.8
むし歯のうち治療を終えた歯の数の割合(小学校/中学校)(%)	小学校 74.9 中学校 73.9	小学校 78.4 中学校 72.7	小学校 78.3 中学校 76.5	小学校 75.2 中学校 77.3

《成果指標》

指標名(単位)・説明	
■埼玉県学力・学習状況調査における「学力を伸ばした児童生徒の割合」達成状況(教科) 埼玉県学力・学習状況調査における「学力を伸ばした児童生徒の割合」が県平均を上回った教科数(小5・6、中1・2:国語・算数および数学、中3:国語・数学・英語) ※11教科中の達成数	
現状値(R6)	目標値(R12)
11/11	11/11

(2) 確かな学力と自立する力の育成

主担当課：教育指導課

《現状と課題》

児童生徒一人一人が確かな学力を身に付けることができるよう、「令和の日本型学校教育」の方針に基づいた授業改善を推進しています。

また、人との関わりの中で自分の価値を見出し、社会での職業や勤労についてしっかりとした認識を持てるよう支援しています。

今後は、SNS*をはじめとするさまざまな情報が氾濫する社会において、情報を適切に活用し処理する能力の育成を進めるとともに、特別な支援を必要とするこどもが、望ましい支援を受けて社会的・職業的に自立できる教育が求められています。

① 個別最適な学びと協働的な学びの一体的充実

指導の個別化および学習の個性化を図ることにより、一人一人の資質・能力を高める教育を進めていきます。

また、他者と協働*して異なる考えを組み合わせながら、課題を解決できる力を育てます。

② キャリア教育*と職業教育*の推進

小学生は、多様な職業に触れる機会を設定していきます。

中学生は、社会体験チャレンジの内容等を充実していきます。

併せて、キャリアパスポートの活用を促進していきます。

③ 伝統と文化を尊重し国際性を育む教育の推進

各学校の実態に応じた伝統文化や国際理解に関する、総合的な学習の時間における年間指導計画を充実していきます。

④ 教育DX*の推進

教育におけるデジタル基盤を整備し、データを利活用することによって、すべてのこどもたちの力を最大限に引き出すためのきめ細かな支援に取り組んでいきます。

具体的にはA I *搭載ドリルの活用のほか、こどもたちがタブレット端末を活用して主体的に学び、多様な他者とつながって学習を深めていくなど、自ら計画を立て、課題解決を進めていくことのできる「自立した学習者」を育成します。

また、校務支援システムにより、教職員の業務の効率化を図るとともに、個々の成長の記録を蓄積することにより、生徒指導を充実させていきます。

⑤ 特別支援教育の推進

教職員を対象とした、特別支援教育の研修を充実していきます。

また、こども一人一人の障害や特性に応じた就学支援を推進していきます。

生活や学習上の困難を改善し、児童生徒の持つ力を伸ばすために個に応じた適切な指導・支援を行っていきます。

<参考実績値>

	R3	R4	R5	R6
全国学力・学習状況調査*における平均正答率を上回った科目数(小学校 2/中学校 3)(科目)	小学校 2 中学校 3	小学校 2 中学校 3	小学校 2 中学校 3	小学校 2 中学校 3
職業体験施設数(施設)	-	318	334	318
文化財・博物館の利用やその資料を活用した回数(回)	17	16	13	13
教職員が授業でICT*を活用して指導する能力(%)	83.58	70.83	85.28	84.90
通常の学級における特別な配慮を要する児童に係る個別の支援計画の作成率(%)	-	-	-	100

(3) 多様なニーズに対応した教育の推進

主担当課：教育指導課

《現状と課題》

特別な支援を必要とするこどもをサポートする各種支援員の人的配置が求められています。

また、こどもを取り巻く環境を鑑みて、個に応じた学びを保障していくことが求められています。

《成果指標》

指標名(単位)・説明	
■学校に行きづらい児童生徒へのICT*支援実施率(%) 学校に行きづらい児童生徒にA I *ドリル等を通して教育を継続するなどICT*支援を実施した割合	
現状値(R6)	目標値(R12)
35	90

① 共生社会*を目指した支援・指導の充実

共生社会*の形成に向け、こどもたちがそれぞれの長所を認め合い、互いに高めあう教育に取り組めます。

また、各種支援員による、個に応じた指導・支援を充実させるとともに、多様な学びの場を整備することにより、インクルーシブ教育*を進めていきます。

② 学校に行きづらい児童生徒への支援の推進

近年、さまざまな背景を持つこどもが増加傾向にあることから、家庭・地域・関係機関との連携を図りながら、居場所づくりを進めていきます。

また、個に寄り添った相談体制が充実するよう努めます。

③ 一人一人の状況に応じた支援

こどもを取り巻くさまざまな環境を鑑みた支援(就学援助、入学金貸付、日本語指導・医療的ケア・ギフテッド*・ヤングケアラー*への対応等)を行っていきます。

<参考実績値>

	R3	R4	R5	R6
通常学級における特別な支援を要する児童支援員の活用回数(回)	3,691	3,764	3,764	3,637
通級指導教室・特別支援学級の充足率(%)	100	100	99	98
学校に行きづらい子どもが、教室以外の学び場につながっている割合(オンライン、フリースクール、適応指導教室等)(%)	-	-	-	35

(4) 質の高い学校教育を推進するための環境の充実

主担当課：教育指導課

《現状と課題》

変化の激しい社会をたくましく生きることが育むため、教職員の資質向上に努めるとともに、働き方改革を推進しています。

地域の中で信頼される学校となるために、教職員による不祥事を根絶する必要があります。

また、児童生徒のニーズに応じた多様な学びが効果的・効率的に進められるよう、教育環境を整える必要があります。

児童生徒の健やかな成長を支えるため、適切な運営により学校給食を提供していく必要があります。

《成果指標》

指標名(単位)・説明	
<p>■教育委員会アンケート(こども対象)において「学校はICT*を活用した教育を推進している」の回答状況(%) 学校のICT*を活用した教育の推進について「そう思う」または「どちらかというと思う」と回答した児童・生徒の割合</p>	
現状値(R6)	目標値(R12)
86	90

① 教職員の資質・能力の向上

教職員一人一人が果たすべき使命をしっかり意識し、誇りと気概を持って職務に励むよう、県教育委員会の示す「不祥事防止研修プログラム」を活用したり、教科指導や学級経営等における専門的な知識を持った外部講師を招聘したりするなどして、教員研修を充実させていきます。

② 学校の組織・運営の改善

県教育委員会と連携して、代替を含む教職員の適正配置に努めるとともに、業務の効率化を図り、時間外勤務等の削減等により、学校における働き方改革を進めます。

③ こどもの安全・安心の確保

交通指導員を配置し、立哨指導することで児童生徒が安全に登下校できるよう努めます。

さまざまな災害を想定し、自分の命は自分で守る術を学ぶ避難訓練を実施していきます。

④ 小中一貫教育の推進

9か年を見通した教育課程の作成を進めていきます。

さらに、幼稚園・保育園・小学校・中学校の連携を強化し、丁寧に接続していくことで、切れ目のない支援を行っていきます。

⑤ 適切な教育環境の設定

児童生徒が効果的・効率的に学習ができるよう、教材や図書、通信ネットワーク*等の整備を図ります。

⑥ 安全・安心で持続可能な学校給食の提供

保護者等から徴収する学校給食費を適正に運用し、安全・安心な給食の維持に努めます。

学校給食センターの正規調理員が減少していく中、学校給食センターの適切な運営を検討します。

老朽化していく学校給食センターの施設・設備および自校給食室の設備の適切な維持管理・更新を行っていきます。

<参考実績値>

	R3	R4	R5	R6
県から表彰された教職員（はつらつ・れんたつ先生）の人数(人)	0	1	1	1
時間外在校等時間が年360時間以内かつ、年間を通じ月45時間以内の教職員の割合(%)	-	-	39.5	45.0
立哨実施箇所事故件数(件)	1	0	0	0
中学校区ごとのふれあい推進会議の開催回数(回)	3	16	18	18
校務用LAN稼働率(小学校/中学校)(%)	小学校 100.0 中学校 100.0	小学校 100.0 中学校 100.0	小学校 97.1 中学校 95.9	小学校 100.0 中学校 100.0

(5) 学校施設の適切な維持・管理

主担当課：教育総務課

《現状と課題》

安全・安心かつ快適な教育環境を目指し、施設および設備を適切に維持管理するとともに、老朽化した学校施設の改築や改修、加えて設備の修繕等を計画的に実施する必要があります。

過大規模校・不登校*対策・プール指導のあり方などの教育課題に対して、施設面での対応策を検討していく必要があります。

《成果指標》

指標名(単位)・説明	
■学校施設長寿命化*計画の進捗率(%) 学校施設長寿命化*計画に基づく進捗率	
現状値(R6)	目標値(R12)
—	12.5

① 学校施設・設備の適切な維持管理

標準耐用年数を超えた設備については、改修を計画的に実施します。

また、設備機器等の保守点検や法定検査を実施します。

維持管理上必要な清掃業務や保安全管理を行うとともに、学校運営に必要な光熱水費や土地借上げを行います。

② 長寿命化*を見据えた学校施設の改修等の実施

学校施設長寿命化*計画に基づき、計画的に改修等を実施します。

改修等の実施にあたり、バリアフリー*化など改修方法について検討します。

③ 目標使用年数を迎える学校施設の改築の実施

学校施設長寿命化*計画に基づき、目標使用年数(80年)を迎える学校施設について、改築を実施するため改築基本構想に着手し、改築時期、改築対象校舎、改築規模、目指す教育の実現に必要な施設形態などについて検討します。

④ 教育課題に対する施設面での解決策の検討

過大規模校、不登校*対策、プール指導のあり方などの教育課題に対する施設面での解決策を検討します。

<参考実績値>

	R3	R4	R5	R6
指摘事項改善率(小学校/中学校)(%)	小学校 51 中学校 56	小学校 51 中学校 56	小学校 50 中学校 50	小学校 58 中学校 56
学校施設長寿命化*基本方針に基づく着手校(一)	-	二中設計	二中工事 ・ 十小設計	十小工事
長寿命化*基本計画に基づく改修等の着手校(校)	-	-	-	1
目標使用年数を迎える教育施設についての検討(一)	現状分析	現状分析	現状分析	長寿命化*計画への改訂着手
教育課題に対する施設面での検討(一)	検討	検討	検討	検討

(6) 学校・家庭・地域の連携・協働の推進による地域の教育力の向上

主担当課：教育管理課

《現状と課題》

各学校に学校運営協議会*が設置されたことにより、今後は地域、保護者、学校のさらなる協働*による学校づくりを進めていく必要があります。

また、各学校においてさまざまな専門的分野の知識や技能を有する市民と協議の上、特色ある学校づくりを進めるとともに、家庭教育学級に対しても引き続き支援していく必要があります。

部活動の地域移行については、国のガイドラインを基に、関係課と連携を図りつつ体制を構築していくことが求められています。

《成果指標》

指標名(単位)・説明	現状値(R6)	目標値(R12)
■学校評価における地域連携に係る項目の回答状況(%) 学校関係者評価(4段階)のうち、地域連携に係る項目(2項目)においてA(当てはまる)と回答された割合	56.7	80.0

① 地域と一体となったコミュニティ・スクール*の推進

地域の人々と目標やビジョンを共有し、「地域とともにある学校」を構築するとともに、学校を核とした協働*の取組を通じ、地域の将来を担う人材を育成します。

② 生涯スポーツ・文化活動を支える地域クラブ活動の体制整備

中学校の部活動を地域クラブ活動に移行していくため、関係機関や庁内の各課と連携し、体制を整備します。

③ 貴重な地域人材の教育活動への積極的参画

経験豊富な地域人材を確保し、積極的に学校教育に携わる取組を通して、魅力ある学校づくりを推進します。

④ 学校・家庭・地域の教育力向上のための支援

家庭や地域の教育力の向上を図るため、保護者や子育てに関する関係団体、地域住民の活動を支援します。

<参考実績値>

	R3	R4	R5	R6
学校運営協議会*研修会の参加者数(人)	0	58	48	43
部活動に携わる地域の方の人数(人)	20	29	41	52
学校教育に携わる地域の方の人数(部活動除く)(人)	881	1,041	1,283	1,993
家庭教育学級参加者数(人)	723	321	449	326



2 生涯学習

《目指す姿》

市民のニーズに応えた学習、文化活動など、情報の提供や活動を通して「いつでも」、「どこでも」、「誰でも」、生涯にわたって行う「学び」を支え、その成果を生かすことができるまちを目指します。

具体的な施策

(1) 生涯にわたる学びの推進

主担当課：生涯学習・スポーツ課

《現状と課題》

デジタル化が進展する社会において、ICT*等を活用した効果的な生涯学習*が展開されるよう、多様な学び・学び合いの機会を充実する必要があります。

平日の放課後や長期休業期間中に子どもが安心してさまざまな学びに取り組めるよう、学校の余裕教室等を活用した居場所づくりの充実を図る必要があります。

子どもたちが将来にわたって、文化芸術活動に親しむ機会を確保するため、学校と地域が連携した文化クラブ活動に向けた支援が必要です。

《成果指標》

指標名(単位)・説明	
■事業参加者満足度(%) 生涯学習*各種事業における満足度	
現状値(R6)	目標値(R12)
93.4	95.0

① 生涯学習*推進体制の充実

各種計画や事業の進捗管理を行い、本市における総合的な生涯学習*体制の整備充実を図ります。

市民の生涯学習*活動への積極的な参加を促し、地域における学びのネットワーク*づくりを支援します。

② 学習情報の提供と学習機会の充実

市民の学習ニーズに応えた学習や情報の提供を行うとともに、活動の場の充実を図り、ICT*等を活用した「いつでも」、「どこでも」、「誰でも」学べる生涯学習*環境の整備を進めます。

③ 豊かな地域文化活動に向けた団体、学習グループの支援とリーダーの育成・活用

市民や学習団体の主体的な学習活動を尊重、支援するとともに、学習の中心となるリーダーの人材育成と活用を進め、家庭・学校・地域、さまざまな団体との連携による取組を推進します。

公民館や図書館などにおける主催事業においても市民が主体となる学習プログラムづくりを進めていきます。

④ 放課後のこどもの居場所づくり

平日や長期休業期間中の子どもたちの学びや居場所づくりのため、学校の余裕教室等を活用し、放課後子ども教室*の充実を図ります。

<参考実績値>

	R3	R4	R5	R6
事業参加者数(人)	36,898	31,723	24,996	24,700
生涯学習*体験教室開催テーマ数(テーマ)	22	30	30	22
放課後子ども教室*実施学校数(校)	6	6	6	6
部活動に携わる地域の方の人数(人)	20	29	41	52

【関連する個別計画等】

- ・第3次朝霞市生涯学習*計画（平成29年度～令和8年度）
- ・第3期朝霞市教育振興基本計画（令和8年度～令和12年度）
- ・朝霞市教育大綱（令和8年度～令和12年度）
- ・第4次朝霞市立図書館サービス基本計画・子ども読書活動推進計画（令和8年度～令和12年度）

（2）学びを支える環境の充実

主担当課：中央公民館、図書館、文化財課
《現状と課題》

通信機器の普及・デジタル化をはじめ、情報ツールや学習方法等が多様化している中、市民ニーズの把握に努め、より効果的な事業の実施や適切な資料の収集・提供を行うなど、学習活動の推進と利用者の満足度の向上に努める必要があります。

生涯学習*活動拠点として、適切な老朽化対策や社会状況に応じた環境整備を行い、利用者が安全・安心・快適な環境の中で学習できるよう効果的な施設運営を行っていく必要があります。

《成果指標》

指標名（単位）・説明	
■公民館、図書館、文化財課が行う生涯学習*事業の参加者総数（人）	
公民館、図書館、文化財課が行う生涯学習*事業の参加者総数	
現状値（R6）	目標値（R12）
24,700	40,000

① 学習活動の支援・充実

市民の学習活動の拠点となる公民館、図書館および博物館は、市民の学習ニーズに応える役割を担っています。急速に進む情報通信機器の普及によるデジタル化への対応を含め、学校などとも連携しながら多様化する学習ニーズを把握し、社会的課題に対応した事業（講座・講演会）を実施します。

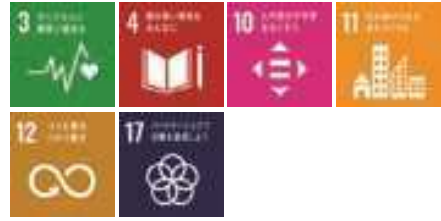
誰もが気軽に利用でき、生涯学習*の拠点となるよう司書や学芸員などの専門職を配置し、職員研修を通じた職員の資質向上を図り、質の高いサービスの提供に努めます。

② 利用しやすい施設の提供

市民が行う生涯学習*活動に対して、安全・安心な施設提供により、学習機会が保てるよう計画的な改修等を進めるとともに、誰でも快適に利用できる施設管理を推進します。

<参考実績値>

	R3	R4	R5	R6
公民館利用率(%)	59.4	63.6	61.8	65.3
博物館企画展示等開催回数(回)	7	7	7	7
図書館利用者満足度(%)	92.6	84.0	83.3	89.3



3 スポーツ・レクリエーション

《目指す姿》

スポーツ・レクリエーション施設、事業が充実し、新たな指導者が育ち、市民がいつでもどこでも気軽にスポーツ・レクリエーションに親しめるまちを目指します。

具体的な施策

(1) スポーツ・レクリエーション活動の推進

主担当課：生涯学習・スポーツ課

《現状と課題》

スポーツ・レクリエーション活動*は、市民の健康づくりや交流の場として重要な役割を果たしています。

本市では、市民スポーツ教室や指定管理者による教室などを開催し、市民がスポーツを行うきっかけづくりに取り組んでいるところですが、より積極的な広報や種目・開催方法等の見直しが必要です。

子どもたちが将来にわたって、スポーツ活動に親しむ機会を確保するため、学校と地域が連携したスポーツクラブ活動に向けた支援が必要です。

《成果指標》

指標名(単位)・説明	
■週1回以上スポーツを行っている人の割合(%)	
スポーツに関するアンケート調査で週1回以上スポーツを行っている人の割合	
※「スポーツ」には、ウォーキングや体操、レクリエーション活動*などを含む	
現状値(R6)	目標値(R12)
51.2	60.0

① 推進体制の充実

市民がいつでもどこでも気軽にスポーツ・レクリエーションに親しむことで、健康でいきいきとした生活を送れるよう、スポーツ関係団体や学校・民間企業などと連携し、スポーツ・レクリエーションの推進を図ります。

② 活動情報の提供の充実

広報紙、ホームページのほか、SNS*など多様な伝達手段を活用し、積極的な情報発信に努めます。

③ スポーツ事業の充実

多くの市民がスポーツ・レクリエーションに親しむきっかけとなるよう、市民やスポーツをする方の声を聴きながら、スポーツ事業の充実に図ります。

④ 豊かな地域スポーツ活動に向けた団体、指導者の育成・支援

あらゆる世代が地域のスポーツ活動に参加できるように、地域・学校および関係団体と連携して活動の指導者の育成・支援を図るとともに、団体の活動を充実させるための取組を進めます。

<参考実績値>

	R3	R4	R5	R6
市民スポーツ大会参加者数(人)	-	3,000	5,000	5,500
スポーツ教室・大会の開催回数(回)	5	8	10	8
スポーツ教室・大会の参加者数(人)	343	1,335	1,220	1,251
種目別大会の種目数(種目)	14	17	21	22
部活動に携わる地域の方の人数(人)	20	29	41	52

【関連する個別計画等】

- ・第2期朝霞市スポーツ推進計画（令和3年度～令和12年度）
- ・第3期朝霞市教育振興基本計画（令和8年度～令和12年度）
- ・第3次朝霞市生涯学習*計画（平成29年度～令和8年度）
- ・朝霞市教育大綱（令和8年度～令和12年度）

（2）利用しやすい施設の提供

主担当課：生涯学習・スポーツ課

《現状と課題》

安全・快適で利用しやすい施設となるよう、老朽化施設の計画的な長寿命化*改修を進めるとともに、定期的な点検による適切な維持管理が必要です。

《成果指標》

指標名（単位）・説明	
■スポーツ施設（14施設）の利用率（%） 総合体育館・野球場・陸上競技場・テニスコートなど、 市の主要スポーツ施設の平均利用率	
現状値（R6）	目標値（R12）
59.9	63.0

① 利用しやすい施設の整備

老朽化したスポーツ施設の計画的な改修を進めるとともに、誰もが安全・快適に利用できるよう、施設のユニバーサルデザイン*化を推進します。

② 利用しやすい施設の運営

誰でも気軽に利用しやすいスポーツ施設を目指し、利用者の声を反映した運営や予約システムの適切な運用を行うことなどにより、サービスの向上と効率的な管理運営に努めます。

<参考実績値>

	R3	R4	R5	R6
総合体育館利用者数 (人)	138,343	260,627	333,362	350,596
公園体育施設利用者数 (人)	424,041	631,497	693,204	602,430



4 地域文化

《目指す姿》

市民が芸術文化活動の成果を発表できる場と機会が確保され、さまざまな芸術文化にふれあうことができるとともに、「彩夏祭」などの地域イベントが市民の手で継続して開催され、次世代に地域文化が歴史や伝統とともに継承され、郷土に対する愛着や誇りを持てるまちを目指します。

具体的な施策

(1) 歴史や伝統の保護・活用

主担当課：文化財課

《現状と課題》

地域の歴史や文化財について身近に接する機会が増え、次世代に地域文化が歴史や伝統とともに継承され、郷土に対する愛着や文化財保護の理解と認識を深めていくことが必要です。

学校との密接な連携により、こどもたちが郷土の歴史や文化を学ぶ機会を広げていくとともに、資料のデジタルアーカイブ*化を促進し、ユニバーサルな視点で市民のニーズに対応していく必要があります。

《成果指標》

指標名(単位)・説明	
■文化財課が行う事業に対する満足度(%) 博物館・旧高橋家住宅*で行う展示・事業に対する満足度	
現状値(R6)	目標値(R12)
88	70

① 文化財の保護・活用・伝承支援

重要文化財旧高橋家住宅*をはじめ、市内に残されているさまざまな文化財を後世に伝えていくため、維持管理や修繕、保存環境の整備などを行っていきます。

② 地域資料の専門的調査研究とその成果の展示・公開

市民の学習ニーズに応えるため、地域に残された資料について、学芸員等が専門的・科学的に研究を行い、その成果を展示や講座で提供していきます。

調査成果を刊行物やデジタルアーカイブ*化し、継続的に研究成果が多くの媒体で使用できるように努めていきます。

③ 小・中学校等と連携した学習活動

小・中学校等が、来館や調べ学習の場として博物館や埋蔵文化財センターを利用するなど、学校教育の中のさまざまな場面で各施設を利用してもらうことで、より豊かに郷土の歴史、文化を学習できるよう、積極的に学校教育との連携を図っていきます。

<参考実績値>

	R3	R4	R5	R6
県・市指定文化財件数(件)	34	34	34	34
文化財保護関係団体の事業開催回数(回)	0	1	5	5
埋蔵文化財調査報告書作成件数(件)	2	3	2	3
博物館を利用した学校団体数(団体)	19	23	26	24

【関連する個別計画等】

- ・第3期朝霞市教育振興基本計画（令和8年度～令和12年度）
- ・第3次朝霞市生涯学習*計画（平成29年度～令和8年度）
- ・朝霞市教育大綱（令和8年度～令和12年度）

（2）芸術文化の振興

主担当課：生涯学習・スポーツ課

《現状と課題》

市民の芸術活動は、市民のニーズが団体活動に反映され、活発に活動する団体がある中で、高齢化が進み活動が続かなくなる団体も出てきており、次世代への伝承や後継者の育成を図ることが課題となっています。

さまざまな分野の文化活動を発信し、市民が伝統・芸術文化に触れ、体験する機会の充実を図っていく必要があります。

《成果指標》

指標名（単位）・説明	
■文化祭入場者数（人） 朝霞市文化祭への入場者数	
現状値（R6）	目標値（R12）
8,496	9,500

① 芸術文化の活動の充実支援

各芸術文化団体やグループ等と協働*し、市民とともに参加しやすい文化事業を開催します。

芸術文化の継承に必要な次世代の担い手育成に努め、芸術文化事業を通して、多くの市民が心豊かで暮らしやすいまちを目指します。

② 発表と鑑賞の機会の充実支援

文化祭を通して、参加する市民が異世代交流を図ることで、地域コミュニティの活性化にもつながることから、こどもから地域の学生、高齢者、また障害者等すべての方が参加できる文化事業を開催します。

＜参考実績値＞

	R3	R4	R5	R6
朝霞市芸術文化展延べ参加者数(人)	932	2,000	3,364	3,117
市民芸能まつり延べ参加者数(人)	-	340	455	523

（3）地域文化によるまちづくり

主担当課：地域づくり支援課

《現状と課題》

市民が主役の朝霞市民まつり「彩夏祭」は、コミュニティ協議会加盟団体を中心とした実行委員会が運営する仕組みが確立されています。

人口の流入が多い都心の住宅都市である本市は、ふるさと意識が希薄になりがちで、独自の文化が育ちにくい土壌です。

このため、今後のまちづくりにおいては、ふるさと意識を形成し、市民が地元へ愛着と誇りをもてるよう、「彩夏祭」、「黒目川花まつり」、「朝霞アートマルシェ*」、「どんぶり王選手権」などの地域イベントに代表される市民が共有できる地域独自の文化を、いかに市民の間に根付かせていくかが課題となっています。

《成果指標》

指標名（単位）・説明	
■朝霞市民まつり「彩夏祭」来場者数（人） 朝霞市民まつり「彩夏祭」への来場者数	
現状値（R6）	目標値（R12）
730,000	730,000

① 地域文化の発信

朝霞市民まつり「彩夏祭」、「黒目川花まつり」、「朝霞アートマルシェ*」、「どんぶり王選手権」などの地域文化や郷土芸能などを、朝霞の魅力として市内外に知ってもらうためPR*に努めます。

② 地域間・都市間交流の推進

市独自の文化を大切にし、より豊かな地域文化を育みます。

「彩夏祭」や「農業祭」への交流自治体の参加や交流先の地域イベントの市内開催など、活性化している地域間・都市間の交流をさらに推進し、まちの活性化を図ります。

<参考実績値>

	R3	R4	R5	R6
朝霞市民まつり「彩夏祭」来場者数(万人)	-	35	99	73
災害時相互応援協定締結市相互交流回数(回)	28	41	47	46

第6章

政策を推進するための取組





1 人権・多様性の尊重

《目指す姿》

年齢や性別、国籍などに関わりなく基本的人権を互いに尊重し、認め合い、その人らしく生きていくことができる差別のない明るいまちを目指します。

具体的な施策

(1) 人権教育・啓発活動・問題解決に向けた支援

担当課：人権庶務課、教育指導課、生涯学習・スポーツ課

《現状と課題》

社会環境の変化に伴い、いじめや児童虐待、インターネットにおける人権侵害など、人権問題は多様化、複雑化しています。

多様な性や子どもの人権など、変化する人権課題の解決に向けて対応していくとともに、市民一人一人が人権意識を高め、人権への理解を深めていただくため、引き続き人権教育・人権啓発を推進する必要があります。

人権侵害の事案は依然として増加傾向にあることから、人権相談においては、相談者が相談しやすい環境づくりや、相談体制の充実を図るとともに、庁内関係各課、国や県などの関係機関との連携を強化する必要があります。

《成果指標》

指標名(単位)・説明

■人権に関する研修会・講演会参加者数(人)
人権研修会などの年間参加者数

現状値(R6)	目標値(R12)
303	500

① 学校教育における人権教育の推進

子どもたちが教育活動全体を通して、人権や人権擁護に関する基本的な知識を確実に学び、豊かな人権感覚を育成できる教育活動を行います。

庁内関係各課や関係機関と連携しながら、多様な人権課題に対応した教育を推進します。

② 社会教育における人権教育の推進

市民などの人権尊重意識の高揚とさまざまな人権課題についての正しい理解や認識を深めるための講演会や研修会、講座などの学習機会の提供に努めます。

学校・地域・家庭など、それぞれの状況に応じた人権教育を推進します。

③ 人権啓発活動の推進・推進体制の充実

市民一人一人が、お互いの個性を認め合い、思いやる心を大切にできるよう、子どもや女性、多様な性のほか、高齢者、障害者、外国人、同和問題、インターネットにおける人権侵害など、さまざまな人権課題についての正しい理解と認識を深める啓発活動を推進します。

「朝霞市人権施策庁内連絡会」や「庁内人権問題研修推進員」を活用した情報共有のほか、国や県などの関係機関と連携し、啓発活動の推進体制の充実を図ります。

④ 相談や連携による人権問題解決の支援

多様化、複雑化する人権侵害の事案に対応するため、庁内関係各課、国や県などの関係機関との連携を強化するとともに、民間団体との協働*なども視野に入れ、問題解決の支援に向けた相談体制の充実や相談しやすい環境づくりを進めます。

第3期朝霞市教育振興基本計画 (抜粋)

令和8(2026)年度～令和12(2030)年度

基本理念

豊かな心で ともに未来をつくる 朝霞の教育

朝霞市教育委員会

4 朝霞市の目指す教育の姿

基本理念

豊かな心で ともに未来をつくる 朝霞の教育

基本方針

学校・家庭・地域・行政が連携・協働し、
よりよい社会を創造することもたちをはぐくみます

一人一人が心豊かに、ともに学び、
支え合うまちを目指します

基本目標

学校教育

- (1) 持続可能な社会の創り手の育成
- (2) 確かな学力と自立する力の育成
- (3) 多様なニーズに対応した教育の推進
- (4) 質の高い学校教育を推進するための環境の充実
- (5) 学校施設の適切な維持・管理
- (6) 学校・家庭・地域の連携・協働の推進による地域の教育力の向上

生涯学習

- (7) 生涯にわたる学びの推進
- (8) 学びを支える環境の充実

スポーツ・レクリエーション

- (9) スポーツ・レクリエーション活動の推進
- (10) 利用しやすい施設の提供

地域文化

- (11) 歴史や伝統の保護・活用
- (12) 芸術文化の振興

人権・多様性の尊重

- (13) 人権教育・啓発活動・問題解決に向けた支援

1 基本理念

豊かな心で ともに未来をつくる 朝霞の教育

本市では、「心豊かに 生きる力をはぐくむ 朝霞の教育」を第2期計画の基本理念として教育の振興に取り組んでまいりました。

第2期計画では、変化の激しい社会で自立し、より良く生きるために必要な、知識や技能、思考力、判断力、表現力、学びに向かう力、人間性などを身につけることに取り組み、「生きる力」を育てまいりました。

第3期計画を作成するにあたり、教育を取り巻く社会の動向を見ますと、情報化やグローバル化といった社会的状況の変化が、これまで以上に加速的に進むことが予想されます。

今後は、これらの動向を踏まえ、複雑で予測困難な時代の中でも子どもたちが社会の変化に主体的に向き合って関わり合い、自らの可能性を発揮し多様な他者と関わりながら、よりよい社会と幸福な人生を拓き、未来の創り手となることができるよう、教育を通じて必要な力を育てていくことが重要であると考えています。

また、人生をより豊かなものとするためには、生涯にわたっての学習とともに、学習成果を仕事や地域、社会問題の発見・解決につなげていくことが大切であり、地域の特色を生かしたコミュニティづくりへ発展させていくことが重要であると考えています。

第3期計画では、第2期計画で育ててきた「生きる力」を土台としつつ、未来に向かって生き抜く力を育てていくために、第3期計画における本市の教育についての基本理念を

「豊かな心で ともに未来をつくる 朝霞の教育」とします。

●持続可能な開発目標（SDGs）

「豊かな心で ともに未来をつくる 朝霞の教育」という理念は、持続可能な開発目標（SDGs）と深く結びついており、「質の高い教育（Goal 4）」や「人間らしい暮らしを送る権利（Goal 10）」、「平和と公正を促進する（Goal 16）」などと密接に関連しています。心豊かな教育によって育まれる思いやりや責任感は、環境保護や資源循環型社会への意識向上につながり、自分たちだけでなく未来の世代も幸せになれる社会づくりへの意欲が育まれます。

また、人間性・多様性・協働の心を育むことでSDGs達成への土台となります。

今後もこの理念を軸として、地域や学校全体で幸福感やつながり、自他共栄の精神を醸成していくことによって、多層的な持続可能な社会づくりへと確実につながっていきます。

2 基本方針

基本理念を踏まえ、施策を実施していくに当たっては、次の二つの方針を掲げて取り組みます。

■ 学校・家庭・地域・行政が連携・協働し、よりよい社会を創造する 子どもたちをはぐくみます

子どもたちを中心として、家庭や地域、行政といった複数の主体が連携し、協力することで、単なる教育にとどまらず、社会全体の向上を目指すことが必要であると考えています。

子どもたちが自己実現を果たし、責任感や創造力をもって社会に貢献できるように環境を整えることを目指します。

■ 一人一人が心豊かに、ともに学び、支え合うまちを目指します

市民一人一人が生涯にわたり主体的に学び、地域社会を支え合うまちの実現には、様々なライフステージやニーズに応じた生涯学習プログラムを通じて、地域のネットワーク*の構築が必要と考えています。

芸術文化・スポーツを通じて、すべての住民が尊重され、互いに支え合いながら心豊かな日々を送ることができる地域社会を目指します。

資料5

朝霞市教育大綱

令和3年8月

朝 霞 市

第1章 教育大綱について

1 大綱策定の趣旨

平成27(2015)年4月1日に地方教育行政の組織及び運営に関する法律(以下、「地教行法」という。)の一部を改正する法律が施行され、地方公共団体の長は、地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めることが求められました。

本市では、平成28(2016)年に朝霞市教育大綱を策定し、令和2(2020)年度末までの5年間にわたり、大綱で定めた基本理念や基本方針に基づいて、教育行政を推進してきました。

引き続き、地域の実情に応じ、教育、学術及び文化の振興を図っていくため、令和3(2021)年度から令和7(2025)年度を期間とする朝霞市教育大綱を策定します。

2 大綱の位置付け

大綱は、本市の総合的なまちづくりの指針として策定している「第5次朝霞市総合計画」及び本市の教育行政を総合的かつ計画的に推進するために策定している「第2期朝霞市教育振興基本計画」と整合性を図り、市の教育分野に係る基本理念や基本方針を定めるものとして位置付けています。

3 大綱の期間

大綱の期間は、令和3(2021)年度から令和7(2025)年度の5年間とします。

ただし、今後の社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて朝霞市総合教育会議における協議、調整を経て見直しを行うものとします。

平成(年度)			令和(年度)						
28 (2016)	29 (2017)	30 (2018)	1 (2019)	2 (2020)	3 (2021)	4 (2022)	5 (2023)	6 (2024)	7 (2025)
第5次朝霞市総合計画									
前期基本計画					後期基本計画				
朝霞市教育大綱(平成28年8月策定)					朝霞市教育大綱				
第1期朝霞市教育振興基本計画					第2期教育振興基本計画				

第2章 朝霞市の現状と課題

学校教育

1. 朝霞の時代を担う人材の育成

一人一人の児童生徒へきめ細かな指導を行うため、生徒指導や教育相談体制の整備充実などに取り組んでいます。今日の多様化・複雑化する社会に対応して、朝霞に住み、日々成長する子どもたちが、心豊かに生きる力を育むことができるよう学校教育の充実が求められています。

2. 確かな学力と自立する力の育成

未来を生きる子どもたちには社会的に自立する力が不可欠です。先行きが不透明な時代に子どもたちが将来、社会の形成者としての役割を果たすためには、確かな学力を身に付けるとともに基盤となる自己肯定感や規範意識をしっかりと持たせることなどが必要です。そのためには、子どもたちが人との関わりの中で自分の価値を見出し、社会での職業や勤労について理解し、働くことについてしっかりとした認識を持てるよう教育することが求められています。

3. 質の高い教育を支える教育環境の整備充実

次代を担う子どもたちを育むためには、教職員が学び続ける存在として、個性を生かし、能力を発揮することが大切です。教職員の資質・能力の向上に努めるとともに、心や身体健康の健康保持増進、働き方改革に基づく取組を進めるなどの支援を行っています。

また、快適な教育環境を目指し、自校給食室の設置、老朽化した学校の改修、エアコンの整備やICT環境の充実、柔軟な通学区の運用などに取り組んでいます。今後、しばらくの間、人口増が続くと推計されている中、老朽化する学校施設の長寿命化を図り、児童生徒数の変動を見据えた、安全・安心で持続的な教育環境を確保することが求められています。

4. 学校を核とした家庭・地域との連携・協働の推進

核家族化や地域社会のつながりの希薄化等により子どもたちを取り巻く環境や生活様式が大きく変化する中、子どもの頃から社会や人々と関わり多様な経験をする必要があります。子どもたちは地域の大人との日常的なふれあいや様々な経験を通して、地域の構成員としての社会性などを身に付けることができます。そのためには、学校と家庭、地域が連携・協働する双方向の関係に発展させ、地域全体で子どもの学びや育ちを支えることが求められています。

生涯学習

1. 生涯学習活動の推進

学び、学び合いを支える環境は整いつつありますが、今後、学びの成果の活用を支える仕組みづくりを整えていく必要があります。

地域コミュニティの希薄化や外国人住民の増加、価値観の多様化などが進展しています。これらの諸課題に対応するための学習も重要となってきています。

2. 学びを支える環境の充実

生涯学習活動拠点としての教育施設（公民館・図書館・博物館）については、適切な老朽化対応や社会状況に応じた環境整備を行う必要があります。

また、利用者が安全・安心に利用でき、快適な環境の中で学習できるよう、計画的に修繕などを進めるとともに、有効かつ効果的な施設運営を行っていく必要があります。

人生100年時代を見据えた生涯学習を推進していくことが求められています。このため、生涯学習施設には「学び」を継続的に支援する専門的な職員などの配置が必要です。

スポーツ・レクリエーション

1. スポーツ・レクリエーション活動の推進

スポーツ・レクリエーションは、健康でいきいきとした生活を送るために欠かせないものです。多くの市民にスポーツに親しんでいただくよう各種事業の実施に当たっては、様々な広報媒体を活用して積極的にPRしていくことが必要です。

また、公共施設以外でもスポーツ活動ができる場所を活用することなど、地域にある資源の活用がさらに求められています。

指導者の高齢化、人材不足が進む中、社会状況やスポーツ環境の変化に対応できる人材が求められており、今後、新たな指導者の育成が必要です。

2. 利用しやすい施設の提供

各施設とも老朽化が進んでいることから、安全・安心の観点からも、計画的な施設整備が求められています。

地域文化

1. 歴史や伝統の保護・活用

地域の歴史や文化財の保護・活用を行うとともに、次世代へ適切に文化・歴史における地域的特色を学術的に明らかにすることが必要です。

また、学校との連携を密にして、子どもたちが郷土の歴史や文化を学ぶ機会を広げていく必要があります。

2. 芸術文化の振興

市民の芸術文化活動は、伝統文化や芸術文化に関心を示す若者が少ないことや活動団体などの高齢化が進んでいるため、次世代への伝承や育成を図ることが課題となっています。市民が多様な芸術文化にふれあうことができるとともに、芸術文化活動に参加する機会の充実を図ることが必要です。

3. 地域文化によるまちづくり

市民が主役の朝霞市民まつり「彩夏祭」は、コミュニティ協議会加盟団体を中心とした実行委員会が運営する仕組みが確立されています。人口の流出入が多い都心のベッドタウンである本市は、ふるさと意識が希薄になりがちで、独自の文化が育ちにくい土壌です。今後のまちづくりにおいては、ふるさと意識を形成し、市民が地元に着と誇りを持つよう、「彩夏祭」、「黒目川花まつり」、「朝霞アートマルシェ」、「どんぶり王選手権」などの地域イベントに代表される市民が共有できる地域独自の文化を、いかに市民の間に根付かせていくかが課題です。

朝霞市の将来像

私が 暮らしつつげたいまち 朝霞

基本理念

心豊かに 生きる力をはぐくむ 朝霞の教育

基本方針

- 学校・家庭・地域・行政が連携・協働して、
子どもたちに生きる力をはぐくみます
- 一人一人が心豊かに
ともに学び 生きるまちを目指します

朝霞市の将来像

私が 暮らしつづけたいまち 朝霞

「私が 暮らしつづけたい」と思えるまちであるために、日々の安全・安心や、人々のつながり、元気やうるおい・やすらぎなどを欠かさないとともに、将来にわたって暮らしつづけるために、未来を担う子どもを育てやすいことや、私たちが暮らす環境が守られていることを将来像としています。

※第5次朝霞市総合計画（平成28（2016）年度～令和7（2025）年度）で定めた将来像です。

基本理念

心豊かに 生きる力をはぐくむ 朝霞の教育

教育を取り巻く社会の動向は少子高齢化、急速な技術革新、グローバル化など、複雑で予測困難な時代となってきています。

これからの変化の激しい社会を生きるために「生きる力」を身に付けた、心身ともに健やかな子どもを育み、我が国や本市の明日を担う人材を育成することは、保護者を始め、市民の皆さんの共通の願いであると考えます。

また、人生100年時代をより豊かに生きるためには、生涯にわたる学びを通じて、学びの成果を発揮し、一人一人が輝き続けられる社会の実現が求められています。

※第2期朝霞市教育振興基本計画（令和3（2021）年度～令和7（2025）年度）で定めた基本理念です。

基本方針

●学校・家庭・地域・行政が連携・協働して、 子どもたちに生きる力をはぐくみます

学習指導要領において「生きる力」という理念は、子どもたちを取り巻く社会の激しい変化に対応するためにますます重要となっています。

「生きる力」は、豊かな心、確かな学力、健やかな体の調和のとれた育成により育まれるものであり、学校や家庭はもとより、地域の住民や大学・企業、行政が相互に連携し、子どもたちを教育することが必要となります。

このため、市民一人一人が教育に対する関わりを深め、教育に参画し、学校を核として市民が協働して子どもたちに「生きる力」を育みます。

●一人一人が心豊かに ともに学び 生きるまちを目指します

人生100年時代をより豊かに生きるためには、生涯にわたって学習し、学習の成果を仕事や地域、社会の問題発見・解決につなげていくことが大切となります。

自ら学び、人に学び、学びを伝え、その教えを生かしながら豊かな社会をつくることは、その人の人生を豊かにすると同時に、家族や友人、仲間そして地域の豊かさにつながり、コミュニティづくりや異世代間の交流などへと展開していきます。そこには、人づくりによる元気なまちづくりの姿があります。

市民一人一人が心豊かな暮らしを送り、地域の中でともに学び、ともに生きる、生涯学習社会の実現を目指します。

※第2期朝霞市教育振興基本計画（令和3（2021）年度～令和7（2025）年度）で定めた基本方針です。

目指す姿

学校教育

子どもに豊かな心と健やかな体を育むとともに、主体的・対話的で深い学びにより確かな学力と自立する力を身に付け、質の高い教育を支える教育環境が充実したまちを目指します。

また、学校・家庭・地域が相互に連携・協働し、地域全体の教育力が向上しているまちを目指します。

生涯学習

市民の学習ニーズに応えた学習、文化活動など、学習情報の提供や活動を通して「いつでも」、「どこでも」、「誰でも」、生涯にわたって行う「学び」を支え、「学び」の成果を生かすことのできるまちを目指します。

スポーツ・レクリエーション

スポーツ・レクリエーション施設、事業が充実し、新たな指導者が育ち、市民がいつでもどこでも気軽にスポーツ・レクリエーションに親しめるまちを目指します。

地域文化

市民が芸術文化活動の成果を発表できる場と機会が確保され、様々な芸術文化にふれあうことができるとともに、「彩夏祭」などの地域イベントが市民の手で継続して開催され、次世代に地域文化が歴史や伝統とともに継承され、郷土に対する愛着や誇りを持てるまちを目指します。

※第5次朝霞市総合計画後期基本計画（令和3（2021）年度～令和7（2025）年度）で定めた目指す姿です。

資料6

○第1期計画策定スケジュール【平成28年度～令和2年度】

	H27. 6月	8月	12月	H28. 4月	6月	7月	8月	9月
総合計画		答申・決定	議決					
教育振興計画								
教育大綱	大綱とは...	大綱（素案）作成		大綱（案）決定	パブコメ		大綱決定	開会日配布
教育総合会議	第1回			第2回			第3回	
議会	8月議会		12月議会		6月議会			9月議会

○第2期計画策定スケジュール【令和3年度～令和7年度】

	R3. 2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
総合計画後期	答申・決定							
教育振興計画	決定							
教育大綱	事前 （方針・素案） 作成		策定方針決定	大綱（素案）決定	パブコメ （素案）→（案）	大綱（案） 審議	大綱 決定	開会日配布
教育総合会議			第1回	第2回		第3回		
議会		3月議会			6月議会			9月議会

○次期計画策定スケジュール案【令和8年度～令和12年度】

	R7. 12月	R8. 3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
総合計画	決定							
教育振興計画		決定						
教育大綱		事前 （方針・素案）作成	策定方針決定 -----▶	大綱（素案）決定	市民コメント （素案）→（案）	大綱（案） 審議	大綱 決定	開会日配布
教育総合会議			第1回	（第2回）		第2回 （第3回）		
議会		3月議会			6月議会			9月議会

